

境界問題相談センターいわて 調停申立書

調停手続に関する説明を受け、了承しましたので、
申立費用を予納の上、下記の通り調停を申し込みます。

境界問題相談センターいわて御中

令和 年 月 日

申立人	住所	〒
	氏名	印
	下記の者に当該物件の調停に関する事項を委任する。	
	代理人住所	〒
	代理人氏名	
相手方	住所	〒
	氏名	
物件の所在		
申立の趣旨		
	
	
	
	
	
	
	
添付書類		

申立費用のお支払いについて

本センターでは、調停手続の申立と同時に調停申立費用の納付をお願いしております。つきましては、下記方法により申立費用のお支払いをお願いいたします。なお、費用納付をもって申立受理の取り扱いとなっておりますのでご注意ください。

調停申立費用

20,000円

申立費用の納付方法

- 1 境界問題相談センターいわてへ持参
岩手県盛岡市中野一丁目20番33号 電話019-908-7830
受付時間 月～金 10:00～16:00 (休業日は電話にてお問い合わせください)
- 2 現金書留による送付
上記住所まで郵送ください。
- 3 銀行振込(振込手数料はご負担ください)
振込先 岩手銀行 茶畑支店 普通口座 口座番号:2023412
口座名義:岩手県土地家屋調査士会(イワテケントチカオクチョウウサシカイ)

一度お支払いいただいた申立費用は原則として返還できません。

ただし、申立の不受理や相手方の不応諾などにより一度も調停期日が開かれなかった場合、実費相当額を差し引いて返還いたします。